

注記(全体)

1. 重要な会計方針

(1)有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

① 有形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価

ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

イ 昭和 60 年度以後に取得したもの

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額1円としています。

② 無形固定資産……………取得原価

ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。

取得原価が判明しているもの……………取得原価

取得原価が不明なもの……………再調達原価

なお、下水道事業会計、水道事業会計、においては、原則、取得原価としています。

(2)有価証券及び出資金の評価基準及び評価方法

① 満期保有目的有価証券……………償却原価法(定額法)

② 満期保有目的以外の有価証券

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………取得原価

③ 出資金

ア 市場価格のあるもの……………会計年度末における市場価格

イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3)棚卸資産の評価基準及び評価方法

① 水道事業会計

移動平均法による原価法

(4)有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
ただし、高速鉄道事業会計においては、定率法によっています。
- ② 無形固定資産(リース資産を除きます。)……………定額法
- ③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産(リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。)……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5)引当金の計上基準及び算定方法

- ① 徴収不能引当金
前年度の不能欠損率をもとに徴収不能引当金額を計上しています。
- ② 退職手当引当金
期末自己都合要支給額を計上しています。
- ③ 損失補償等引当金
履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体財政健全化法上、将来負担比率の算定に含めた将来負担額等を計上しています。
- ④ 賞与等引当金
翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6)リース取引の処理方法

- ① ファイナンス・リース取引
通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
ただし、リース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のリース取引及びリース期間が1年以内のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。
- ② オペレーティング・リース取引
通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。”

(7)資金収支計算書における資金の範囲

現金及び現金同等物

なお、現金及び現金同等物には出納整理期間における取引により発生する資金の受払いを含んでいます。

(8)消費税等の会計処理

下水道事業会計、水道事業会計については税抜方式、その他の会計は税込方式による会計処理を行っています。

2. 重要な会計方針の変更等

該当ありません

3. 重要な後発事象

該当ありません。

4. 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体(会計)の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

団体(会計)名	確定債務額	履行すべき額が確定していない損失補償債務額等		総額
		損失補償等引当金計上額	貸借対照表未計上額	
久留米市開発公社	－ 千円	－ 千円	206,730千円	206,730千円
福岡県信用保証協会	－ 千円	－ 千円	9,885千円	9,885千円
計	－ 千円	－ 千円	216,615千円	216,615千円

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

4件 153,609千円(会計年度末における訴訟金額)

5. 追加情報

(1) 全体財務書類の対象範囲

全体財務書類の対象範囲は次のとおりです。

一般会計、国民健康保険事業特別会計、競輪事業特別会計、卸売市場事業特別会計、住宅新築資金等貸付事業特別会計、市営駐車場事業特別会計、介護保険事業特別会計、簡易水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、特定地域生活排水事業特別会計、母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計、後期高齢者医療事業特別会計、下水道事業会計、水道事業会計

(2) 出納整理期間

地方自治法235条の5に基づき、出納整理期間を設けられている団体(会計)においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数とします。

なお、出納整理期間を設けていない団体(会計)と出納整理期間を設けている団体(会計)との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

千円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。

(4)売却可能資産の範囲及び内訳は、次のとおりです。

ア 範囲

売却が既に決定している又は近い将来売却が予定されていると判断される資産

イ 内訳

事業用資産	141,910千円
土地	141,910千円